

公開買付説明書

平成27年 1 月

 北陸電力株式会社

(対象者：北陸電気工事株式会社)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	北陸電力株式会社
【届出者の住所又は所在地】	富山市牛島町15番1号
【最寄りの連絡場所】	富山市牛島町15番1号
【電話番号】	076（441）2511（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部財務チーム統括（課長） 高橋 季之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	北陸電力株式会社 本店 （富山市牛島町15番1号） 北陸電力株式会社 石川支店 （金沢市下本多町六番丁11番地） 北陸電力株式会社 福井支店 （福井市日之出一丁目4番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、北陸電力株式会社をいいます。
- （注2） 本書中の「対象者」とは、北陸電気工事株式会社をいいます。
- （注3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注7） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- （注8） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注9） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	5
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	8
6. 株券等の取得に関する許可等	9
7. 応募及び契約の解除の方法	10
8. 買付け等に要する資金	12
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	13
10. 決済の方法	13
11. その他買付け等の条件及び方法	14
第2 公開買付者の状況	16
1. 会社の場合	16
2. 会社以外の団体の場合	17
3. 個人の場合	17
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	18
1. 株券等の所有状況	18
2. 株券等の取引状況	32
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	32
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	32
第4 公開買付者と対象者との取引等	33
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	33
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	33
第5 対象者の状況	34
1. 最近3年間の損益状況等	34
2. 株価の状況	34
3. 株主の状況	34
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項	35
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	36
6. その他	36
公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	37
対象者に係る主要な経営指標等の推移	41

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

北陸電気工事株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）7,086,853株（注1）（所有割合（注2）30.36%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成27年1月29日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注1） 当社が所有する直接所有分7,076,853株及び当社の100%子会社である北電産業株式会社が所有する間接所有分10,000株の合計株式数です。なお、当社の関連会社である日本海建興株式会社が所有する10,000株は合算しておりません。

（注2） 対象者が平成26年11月10日に公表した第101期第2四半期報告書（以下「第101期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（24,969,993株）から第101期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在対象者が所有する自己株式数（1,623,426株）を控除した株式数（23,346,567株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下同様です。

本公開買付けは、対象者を連結子会社化することを目的とするものであること、及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を4,610,000株（所有割合19.75%。なお、本公開買付けにより当該4,610,000株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式

（11,696,853株）の所有割合は50.10%。）としております。

そのため、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

対象者が平成27年1月29日に公表した「北陸電力株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、あわせて決議したとのことです。なお、対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 本公開買付けの目的及び背景

当社は、北陸3県及び岐阜県の一部への電気供給を主たる事業としており、当社並びにその子会社16社及び対象者を含む関連会社8社で構成する当社グループは、電気事業を核として、電力設備等の保守・運営・管理の事業、建設業、資機材の製造等の事業、不動産管理やサービス業、情報通信事業等を展開しております。

当社グループを取り巻く環境は、国においてエネルギー政策に関する様々な議論とともに電気事業の制度設計に関する詳細な検討が進められており、平成28年度には電力の小売全面自由化が予定されていることから、競争が一層進展する新たな転換期を迎えることとなります。このような経営環境の中、当社グループは、低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けするという社会的使命を果たすとともに、電力の小売全面自由化への準備も着実に進めコスト低減を図るとともに、サービスの充実や業務品質の向上など、あらゆる点において競争力を高めていくことが重要と考えております。

一方、対象者は、昭和19年10月、軍需省から発せられた「電気工事業整備要綱」に基づき、当社の前身である北陸配電株式会社の後援のもと、北陸3県下の主要電気工事業者13社が統合することにより設立されました。対

象者は、設立以来、北陸地域を中心とし、東京及び大阪等も営業基盤として、電気・空調・給排水・衛生工事の設備全般にわたる設計や施工等の事業を行っております。更に、高度情報化社会・環境重視社会のニーズに対応するため、情報通信・省エネルギー・新エネルギー分野を新たな事業領域に加え、その拡大を目指しております。当社グループにおいては、対象者は、当社の送配電設備等に関わる工事を請負施工し、高品質かつ経済的なサービスを提供しており、重要な役割を担っております。また、対象者は、会社知名度の向上、社会的信用度の増大、従業員の自覚と志気の高揚等を図ることを目的として、昭和61年11月に大阪証券取引所市場第二部へ上場いたしました。その後、平成2年12月に東京証券取引所市場第二部に上場、平成4年9月に東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場し（大阪証券取引所市場第一部の上場については平成19年9月に廃止）、現在に至っております。

対象者においては、かかる事業領域の拡大に向けて、人材育成を図り、技術提案力を高め、新規顧客の開拓を進めるとともに、価格競争の激化に伴う受注価格の低下への対応のため、生産性の向上や徹底的なコストの削減に取り組んでおります。

上記のとおり、電力の小売全面自由化が目前に迫る現在、首都圏を中心に異業種などからの新規参入の動きが活発化しており、今後、全国的な広がりが見込まれる中で、当社グループが引き続き北陸に根ざした企業としてお客さまから選択される企業であり続けるためには、電力の安定供給を図りつつ、エネルギーに関するお客さまの多様なニーズに応えていくことが重要であり、当社グループが一体となり、総合エネルギー事業の展開を強化していく必要があります。また、今後、当社では、高度経済成長期の昭和30年から40年代に施設した送配電設備が改修時期を迎えることから、建替え等の機能維持工事が大幅に増加していくことが見込まれるため、これら工事量の増加に対して、確固たる施工体制の整備及び効率化を図っていくことが喫緊の課題であります。

当社は、こうした認識のもと、当社の有するエネルギー事業のノウハウと、対象者の北陸地域内外における電気・空調管工事をはじめとする豊富な設備工事実績に基づく高い提案力・技術力を融合することで、これまで以上にお客さまへの最適なソリューションサービスを提供できるものと考え、平成26年8月、対象者に対して、当社及び対象者の企業価値向上に向けた協議を申し入れました。

その後、平成27年1月まで複数回に亘り、両社を取り巻く環境及び経営課題の更なる相互理解及び両社の企業価値向上を目的とした長期成長戦略と諸施策について、協議・検討を進めてまいりましたが、その中で、当社は、当社による対象者の連結子会社化を通じて、より強固な資本関係を構築して経営戦略を共有化し、経営資源の相互活用を推進していくことの意義やメリットについて、対象者に伝えております。

即ち、対象者が当社の持分法適用関連会社から連結子会社となることで、事業の基盤となる経営資源やノウハウ等のこれまで以上の提供及び共有等を通じて、より強固かつ緊密な連携及び広範囲でのシナジーの実現が期待できるところ、より具体的には、当社は、工場やビルにおける電気・ガス・熱などの最適なエネルギー提案に加え、設備の設計、施工、保守や、設備調達から運転まで提供する受託サービスなど、きめ細やかな対応をワンストップで行い、お客さまニーズに的確に応えることが可能になると考えております。また、当社グループでは、平成30年度運転開始予定の富山新港LNG基地からのLNG販売を推進していくこととしており、LNG供給と対象者によるお客さま側のLNG受入設備の施工・保守を一体的に提案する体制を強化することで、より迅速で多様な営業活動が可能となり競争力強化が図れるものと考えております。更に、当社の送配電設備に関する工事は、現在、対象者と北陸の電気工事工業組合及び送電工事業業者の協力を得て実施しておりますが、工事従事者の確保が困難になってきている状況下において、今後大幅に増加していくことが見込まれる送配電設備の機能維持工事に対応し、今後とも電力の安定供給を図るためには、こうした協力体制を維持しつつ、対象者を中核とする確固たる施工体制の整備及び効率化を進める必要があります。そのためには、当社と対象者との間で、要員の確保や効率的な施工等に関する経営戦略を共有化するなど、一層の連携強化を図る必要があると考えております。

そして、かかる方向性は、対象者にとっても、会社知名度の向上や社会的信用度の増大等の上場メリットを引き続き享受しながら、エネルギー事業における当社のノウハウ等をより一層共有することにより、主力である電気設備工事及び空調・管工事等における技術提案力や生産性の向上が図られ、かかる設備工事の売上や事業領域の拡大とともに、価格競争の激化に伴う受注価格の低下へ対応するための体制整備を加速させることが可能となり、その企業価値の向上にとって有益であると考えております。

対象者においても、当社との協議を進める中で、対象者が当社の連結子会社となることにより、当社のエネルギー事業のノウハウと、対象者の設備工事実績に基づく高い提案力・技術力を融合させることで、これまで以上に、お客さまへ最適なソリューションサービスを提供できると判断したとのことです。

具体的には、当社と同様、工場やビルにおける電気・ガス・熱などの最適なエネルギー提案に加え、設備の設計、施工、保守や、設備調達から運転まで提供する受託サービスなど、きめ細やかな対応が可能と考えているとのことです。また、当社が予定している富山新港LNG基地からのLNG販売に関して、当社によるLNG供給と対象者によるLNG受入設備の施工・保守を一体的に提案する体制を強化することにより、より多様な営業活動が可能となり競争力の強化につながると考えているとのことです。更に、今後、当社の送配電設備が改修時期を迎えるに当たり工事量の増加が見込まれるところ、対象者が当社の連結子会社となることで、送配電設備の建

替え等の機能維持工事などについて当社からの受注機会の増加が見込めること、これにより、現在、工事従事者の確保が困難になってきている状況下において、長期的な観点での要員確保や人材育成を図ることが可能となり、生産性の向上に資すると考えているとのことです。

そして、このような技術提案力や生産性の向上は、対象者が目指している再生可能エネルギー・省エネ・通信等の周辺分野への事業領域の拡大や、価格競争の激化に伴う受注価格の低下へ対応するための体制整備を加速できると考え、本公開買付けが、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

以上のとおり、当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とすることは、当社グループの持続的な成長・進化の観点から極めて有効と考えるに至り、平成27年1月29日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、上記施策の詳細や追加的な施策については、今後も両社で協議を継続してまいります。

(ii) 本公開買付け後の経営方針

当社は、対象者が今後も継続して発展していくためには、対象者が有する現行の経営方針のもと、独自の文化、経営の自主性・機動性を保持しつつ、新たな課題に自律的に取り組んでいくことが非常に重要であると認識しております。当社は、本公開買付けの実施後も対象者株式の上場を維持する方針であり、対象者が当社の連結子会社となった後も、対象者には引き続き、その自主的な経営判断に基づき、既存事業の受注拡大や周辺分野への事業領域の拡大、生産性の向上やコスト削減など、これまでの取組みを一層推進していただきながら、当社のノウハウ等の活用を通じてさらなる事業の発展を目指していただきたいと考えております。

また、本書提出日現在、対象者の取締役13名のうち1名（三鍋光昭氏）及び監査役3名のうち1名（矢野茂氏）が当社の役員を兼務しておりますが、当社は、現時点では、対象者の役員構成等のガバナンス体制の変更等は考えておりません。現在の経営陣及び従業員の皆さまには、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力していただくことを予定しております。

なお、本公開買付け後の対象者の株券等の取得予定については、下記「(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定」をご参照ください。

本公開買付けにより当社グループの経営基盤を更に強化し、引き続き「皆さまから信頼され選択される北陸電力グループ」を目指してまいります。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が直接及び間接所有分を合わせて対象者株式7,086,853株（所有割合30.36%）を所有して対象者を持分法適用関連会社としている状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社が野村證券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、山田FASは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

山田FASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者は山田FASから平成27年1月28日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者は、山田FASから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、山田F A S が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 595円～668円
類似会社比較法 : 509円～1,528円
D C F 法 : 675円～965円

市場株価法では、平成27年1月27日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値668円、直近1ヶ月間の終値単純平均値654円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値621円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値595円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を595円から668円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を509円から1,528円までと分析しているとのことです。

D C F 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成27年3月期第3四半期以降に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を675円から965円までと分析しているとのことです。

なお、D C F 法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記の当社との協議における対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田F A S より取得した対象者株式価値算定書、並びに対象者における独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からの助言を踏まえたうえで、平成27年1月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。

また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、本公開買付け価格が山田F A S より取得した対象者株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付け価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることをあわせて決議したとのことです。

上記対象者取締役会では、下記のとおり本公開買付けに関する審議に参加しなかった三鍋光昭氏を除く対象者取締役全員が、本公開買付けに賛同する旨及び対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を全員一致で決議しており、矢野茂氏を除く対象者監査役全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることに異議がない旨の意見を表明したとのことです。即ち、対象者取締役のうち、三鍋光昭氏は当社の代表取締役副社長を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉には参加していないとのことです。また、対象者監査役のうち矢野茂氏は、当社の常務取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公平性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。他方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、当社は、対象者と対応方針を協議する予定ですが、具体的な対応方針は現時点では未定であり、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する具体的な予定はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限を4,610,000株（所有割合19.75%）として設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で11,696,853株（所有割合50.10%）にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年1月30日（金曜日）から平成27年3月16日（月曜日）まで（31営業日）
公告日	平成27年1月30日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金850円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。 野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成27年1月28日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価平均法 : 595円～668円 類似会社比較法 : 615円～1,530円 DCF法 : 521円～1,504円 市場株価平均法では、平成27年1月27日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値668円、直近5営業日の終値単純平均値648円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値654円、直近3ヶ月間の終値単純平均値621円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値595円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、595円から668円までと分析しております。 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、615円から1,530円までと分析しております。 DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成27年3月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、521円から1,504円までと分析しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。 当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去1ヶ月間における市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年1月29日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり850円とすることを決定いたしました。 なお、本公開買付価格である1株当たり850円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年1月28日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値696円に対して22.13%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、平成27年1月28日までの直近5営業日の終値単純平均値660円に対して28.79%、平成27年1月28日までの直近1ヶ月の終値単純平均値656円に対して29.57%、平成27年1月28日までの直近3ヶ月の終値単純平均値623円に対して36.44%及び平成27年1月28日までの直近6ヶ月の終値単純平均値597円に対して42.38%のプレミアムを加えた金額となります。 また、本書提出日の前営業日である平成27年1月29日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値717円に対して18.55%のプレミアムを加えた金額となります。

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 当社は、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。 ① 算定の際に意見を聴取した第三者の名称 当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。 ② 当該意見の概要 野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価平均法 : 595円～668円 類似会社比較法 : 615円～1,530円 DCF法 : 521円～1,504円 ③ 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯 当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去1ヶ月間における市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、上記の企業価値向上を目的とした長期成長戦略等に関する協議と並行して、複数回に亘り行った対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年1月29日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり850円とすることを決定いたしました。
-------	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,610,000 (株)	— (株)	4,610,000 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	4,610
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年1月30日現在）（個）（d）	7,076
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年1月30日現在）（個）（g）	40
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成26年9月30日現在）（個）（j）	22,944
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合（a/j）（%）	19.75
買付け等を行った後における株券等所有割合 （（a+d+g）/（j+（b-c）+（e-f）+（h-i））×100）（%）	50.23

- （注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。
- （注2） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年1月30日現在）（個）（g）」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）が所有する株券等は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。
- （注3） 「対象者の総株主等の議決権の数（平成26年9月30日現在）（個）（j）」は、第101期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の単元未満株式402,993株から、平成26年9月30日現在の対象者の保有する単元未満自己株式426株を控除した402,567株に係る議決権の数である402個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数（平成26年9月30日現在）（個）（j）」を23,346個として計算しております。
- （注4） 各特別関係者の所有する対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る対象者株式の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は50.23%を下回るることとなります。
- （注5） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）の前に、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過する日までは本株式取得をすることはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令する場合には、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

当社は、本株式取得に関して、平成26年12月25日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。本株式取得に関しては、当社は、公正取引委員会から平成27年1月20日付で、30日の取得禁止期間を26日に短縮する旨の通知を受領したため、平成27年1月20日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。また、当社は、公正取引委員会から平成27年1月20日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、平成27年1月20日をもって措置期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成27年1月20日（排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 平成27年1月20日付公経企第40号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）
平成27年1月20日付公経企第41号（取得禁止期間の短縮の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

- ⑥ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

- ⑦ 応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）

福祉手帳（各種） 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

在留カード 特別永住者証明書

※本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

※本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

- 法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等
※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地
法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に
当たる者）の本人確認が必要となります。
- 外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日
本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類する
もので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールの
ウェブサイト (<https://netcall.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートま
で口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必
要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務
上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い
申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契
約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は
全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送
付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件
とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト
(<https://netcall.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コー
ルのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時
30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール
カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにお
いても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場
合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により
応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,918,500,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	80,000,000
その他(c)	10,000,000
合計(a)+(b)+(c)	4,008,500,000

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(4,610,000株)に1株当たりの買付価格(850円)を乗じた金額を記載しております。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。
- (注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
定期預金	78,000,000
普通預金	8,754,807
譲渡性預金	29,000,000
計(a)	115,754,807

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

115,754,807千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成27年3月23日（月曜日）

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

②【会社の目的及び事業の内容】

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

④【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
計					—

(2)【経理の状況】

①【貸借対照表】

②【損益計算書】

③【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第90期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月26日関東財務局長に提出。

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第91期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年1月29日関東財務局長に提出。

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

北陸電力株式会社 本店

（富山市牛島町15番1号）

北陸電力株式会社 石川支店

（金沢市下本多町六番丁11番地）

北陸電力株式会社 福井支店

（福井市日之出一丁目4番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年1月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	7,212 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	7,212	—	—
所有株券等の合計数	7,212	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、平成27年1月30日現在、対象者株式1,631,074株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数96個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年1月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	7,076 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	7,076	—	—
所有株券等の合計数	7,076	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成27年1月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	136 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	136	—	—
所有株券等の合計数	136	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、平成27年1月30日現在、対象者株式1,631,074株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数96個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年1月30日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成27年1月30日現在)

氏名又は名称	北陸電気工事株式会社
住所又は所在地	富山県富山市小中269番
職業又は事業の内容	設備工事業
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年1月30日現在)

氏名又は名称	北電産業株式会社
住所又は所在地	富山県富山市牛島町13番15号
職業又は事業の内容	不動産の賃貸・管理、人材派遣事業
連絡先	連絡者 北陸電力株式会社 連絡場所 富山県富山市牛島町15番1号 電話番号 076-441-2511
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	日本海建興株式会社
住所又は所在地	富山県富山市牛島町24番 6 号
職業又は事業の内容	土木・建築工事の設計・施工
連絡先	連絡者 北陸電力株式会社 連絡場所 富山県富山市牛島町15番 1 号 電話番号 076-441-2511
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	松岡 幸雄
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	田村 利隆
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	村西 欣治
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	鶴谷 之雄
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 取締役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	辻 正三
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 取締役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	森本 誠一郎
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 取締役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	池田 俊彰
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 取締役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	本江 博直
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 取締役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	大西 光雄
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 取締役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	岡本 誠
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 取締役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	谷口 重信
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 取締役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	富田 文男
住所又は所在地	富山県富山市小中269番 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電気工事株式会社 常勤監査役
連絡先	連絡者 北陸電気工事株式会社 連絡場所 富山県富山市小中269番 電話番号 076-481-6092
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	矢野 茂
住所又は所在地	富山県富山市牛島町15番 1 号 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	北陸電力株式会社 常務取締役 北陸電気工事株式会社 監査役
連絡先	連絡者 北陸電力株式会社 連絡場所 富山県富山市牛島町15番 1 号 電話番号 076-441-2511
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	金井 豊
住所又は所在地	富山県富山市牛島町15番 1 号（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	北陸電力株式会社 代表取締役副社長
連絡先	連絡者 北陸電力株式会社 連絡場所 富山県富山市牛島町15番 1 号 電話番号 076-441-2511
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成27年 1 月30日現在)

氏名又は名称	太田 忠範
住所又は所在地	富山県富山市牛島町24番 6 号（日本海建興株式会社所在地）
職業又は事業の内容	日本海建興株式会社 代表取締役専務
連絡先	連絡者 北陸電力株式会社 連絡場所 富山県富山市牛島町15番 1 号 電話番号 076-441-2511
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

②【所有株券等の数】

北陸電気工事株式会社

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0（個）	—（個）	—（個）
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
（所有潜在株券等の合計数）	（—）	—	—

（注） 特別関係者である対象者は、平成27年 1 月30日現在、対象者株式1,631,074株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

北電産業株式会社

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	10	—	—
所有株券等の合計数	10	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注) 北電産業株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、北電産業株式会社の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年 1 月30日現在) (個)(g)」に含めておりません。

日本海建興株式会社

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	10	—	—
所有株券等の合計数	10	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注) 日本海建興株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、日本海建興株式会社の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年 1 月30日現在) (個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	9	—	—
所有株券等の合計数	9	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式3,565株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 松岡幸雄は、小規模所有者に該当いたしますので、松岡幸雄の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	40 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	40	—	—
所有株券等の合計数	40	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式5,260株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数5個を含めております。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	9	—	—
所有株券等の合計数	9	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式1,016株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 村西欣治は、小規模所有者に該当いたしますので、村西欣治の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	9	—	—
所有株券等の合計数	9	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 鶴谷之雄は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式508株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 鶴谷之雄は、小規模所有者に該当いたしますので、鶴谷之雄の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年1月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	16	—	—
所有株券等の合計数	16	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 辻正三は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式498株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 辻正三は、小規模所有者に該当いたしますので、辻正三の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

森本 誠一郎

(平成27年1月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	9	—	—
所有株券等の合計数	9	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 森本誠一郎は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式785株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 森本誠一郎は、小規模所有者に該当いたしますので、森本誠一郎の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	7 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	7	—	—
所有株券等の合計数	7	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式2,345株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 池田俊彰は、小規模所有者に該当いたしますので、池田俊彰の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 本江博直は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式823株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 本江博直は、小規模所有者に該当いたしますので、本江博直の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 大西光雄は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式823株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 大西光雄は、小規模所有者に該当いたしますので、大西光雄の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 岡本誠は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式946株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 岡本誠は、小規模所有者に該当いたしますので、岡本誠の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 谷口重信は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式504株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 谷口重信は、小規模所有者に該当いたしますので、谷口重信の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	10	—	—
所有株券等の合計数	10	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 富田文男は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式592株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 富田文男は、小規模所有者に該当いたしますので、富田文男の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年1月30日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 矢野茂は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式740株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 金井豊は、小規模所有者に該当いたしますので、金井豊の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年 1 月30日現在) (個)(g)」に含めておりません。

(平成27年 1 月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	2	—	—
所有株券等の合計数	2	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注) 太田忠範は、小規模所有者に該当いたしますので、太田忠範の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年 1 月30日現在) (個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
矢野 茂	普通株式	9	—	9

(注) 上記は、対象者の役員持株会を通じた買付けにより平成26年12月25日に取得したものです(小数点以下切捨て)。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

当社と対象者との間の重要な取引の内容及び取引金額は以下のとおりです。

① 第88期連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

取引の内容	取引金額（百万円）	対象者における計上科目	期末残高（百万円）
当社から対象者への配電線工事等の発注	13,033	完成工事未収入金	2,259
		未成工事受入金	9
工事材料購入	22	流動資産（その他）	1
材料の販売等	13	工事未払金	7

② 第89期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

取引の内容	取引金額（百万円）	対象者における計上科目	期末残高（百万円）
当社から対象者への配電線工事等の発注	14,250	完成工事未収入金	3,306
		未成工事受入金	214
工事材料購入	24	流動資産（その他）	2
材料の販売等	25	工事未払金	2

③ 第90期連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

取引の内容	取引金額（百万円）	対象者における計上科目	期末残高（百万円）
当社から対象者への配電線工事等の発注	14,311	完成工事未収入金	2,210
		未成工事受入金	19

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年1月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付け価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
月別	平成26年7月	平成26年8月	平成26年9月	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月	平成27年1月
最高株価	568	578	634	613	625	708	731
最低株価	515	498	579	534	557	608	621

(注) 平成27年1月については、1月29日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日北陸財務局長に提出。
事業年度 第100期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月27日北陸財務局長に提出。

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月10日北陸財務局長に提出。

なお、対象者は、公開買付期間中の平成27年2月10日に、第101期第3四半期報告書（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）を提出する予定であるとのことです。

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

北陸電気工事株式会社
（富山県富山市小中269番）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

対象者は、平成27年1月29日に「平成27年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況

会計期間	平成27年3月期第3四半期連結累計期間
売上高	27,927百万円
売上原価	24,056百万円
販売費及び一般管理費	1,837百万円
営業外収益	111百万円
営業外費用	15百万円
四半期純利益	1,356百万円

② 1株当たりの状況

会計期間	平成27年3月期第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	58.12円
1株当たり配当額	—

【公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移】

【事業の内容】

当社グループは、平成27年1月30日現在、当社及び関係会社24社（子会社16社、関連会社8社）で構成されております。

当社はその中心として、北陸三県（富山県、石川県、福井県（一部を除きます。））と岐阜県の一部に電気を供給することを主たる事業としております。

当社の関係会社には、発電を行い主に当社へ卸供給している会社をはじめ、主に電力の供給に必要な設備の建設・補修や資機材の製造を行っている会社、当社の事業運営に付随するサービス業務に携わっている会社、更に、当社が保有する技術等を活用して情報通信事業を営んでいる会社があります。

第91期第3四半期連結累計期間において、北陸エルネス株式会社の株式譲受けにより、平成26年6月10日に子会社としました。

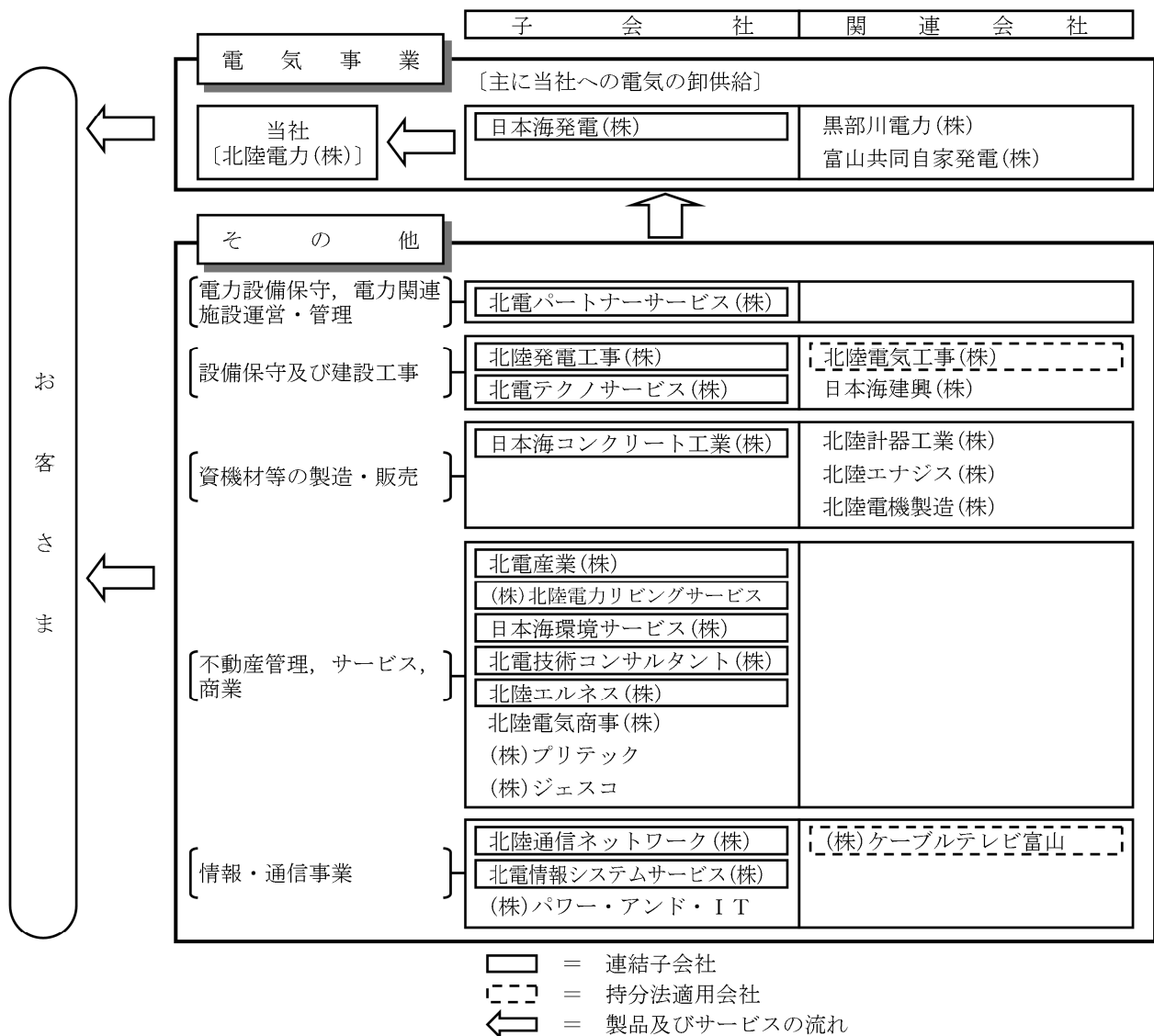
（電気事業）

- 一般電気事業
当社
- 電気の卸供給（主に当社への電気の卸供給）
子会社：日本海発電㈱
関連会社：黒部川電力㈱、富山共同自家発電㈱

（その他）

- 電力設備保守、電力関連施設運営・管理
（発電・送電・配電・業務設備等の保守・運営・管理）
子会社：北電パートナーサービス㈱
- 設備保守及び建設工事
（電力設備等の保守及び建設工事の受託・請負）
子会社：北陸発電工事㈱、北電テクノサービス㈱
関連会社：北陸電気工事㈱、日本海建興㈱
- 資機材等の製造・販売
（コンクリート製品・電力量計・開閉器・変圧器等電力関連資機材等の製造・販売）
子会社：日本海コンクリート工業㈱
関連会社：北陸計器工業㈱、北陸エナジス㈱、北陸電機製造㈱
- 不動産管理、サービス、商業
（不動産の賃貸・管理、人材派遣、電気機器の普及、環境影響調査等の実施、土木建築工事の設計、エネルギーほか）
子会社：北電産業㈱、㈱北陸電力リビングサービス、日本海環境サービス㈱、北電技術コンサルタント㈱、北陸エルネス㈱、北陸電気商事㈱、㈱プリテック、㈱ジェスコ
- 情報・通信事業
（専用通信回線サービス、データ伝送回線サービス、ソフトウェアの開発、データセンター事業、有線テレビ放送サービス）
子会社：北陸通信ネットワーク㈱、北電情報システムサービス㈱、㈱パワー・アンド・IT
関連会社：㈱ケーブルテレビ富山

当社及び各関係会社の業務を事業系統図で示すと、次のとおりであります。



【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月		平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高（営業収益）	百万円	471, 422	494, 165	495, 118	492, 487	509, 638
経常利益	〃	26, 949	35, 626	1, 036	1, 713	9, 896
当期純利益又は 当期純損失（△）	〃	16, 933	19, 087	△5, 288	98	2, 516
包括利益	〃	—	17, 304	△4, 681	1, 994	3, 143
純資産額	〃	358, 212	354, 646	339, 503	331, 049	324, 814
総資産額	〃	1, 411, 859	1, 381, 163	1, 385, 922	1, 395, 976	1, 440, 151
1 株当たり純資産額	円	1, 674. 63	1, 698. 07	1, 625. 66	1, 585. 22	1, 555. 37
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 （△）	〃	79. 16	89. 99	△25. 32	0. 47	12. 05
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額	〃	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	25. 4	25. 7	24. 5	23. 7	22. 6
自己資本利益率	〃	4. 8	5. 4	△1. 5	0. 0	0. 8
株価収益率	倍	25. 97	20. 94	—	2, 465. 96	111. 12
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	145, 762	133, 831	68, 048	86, 505	81, 626
投資活動によるキャッシュ・ フロー	〃	△49, 503	△77, 222	△58, 841	△61, 743	△60, 004
財務活動によるキャッシュ・ フロー	〃	△79, 445	△96, 287	9, 569	△1, 183	46, 702
現金及び現金同等物の期末残高	〃	113, 651	73, 973	92, 749	116, 340	184, 664
従業員数 [外、平均臨時雇用人員]	人	6, 419 [780]	6, 568 [824]	6, 711 [757]	6, 831 [763]	7, 137 [592]

（注） 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していない。

3. 第88期の株価収益率については、当期純損失のため、記載していない。

(2) 公開買付者の経営指標等

回次		第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月		平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高（営業収益）	百万円	460, 290	482, 748	483, 395	479, 502	495, 689
経常利益又は経常損失（△）	〃	23, 930	31, 456	△2, 279	△2, 197	7, 347
当期純利益又は 当期純損失（△）	〃	15, 183	16, 653	△6, 645	△2, 310	1, 622
資本金	〃	117, 641	117, 641	117, 641	117, 641	117, 641
発行済株式総数	千株	220, 334	210, 334	210, 334	210, 334	210, 334
純資産額	百万円	342, 193	336, 221	319, 719	308, 828	300, 572
総資産額	〃	1, 382, 606	1, 351, 703	1, 358, 137	1, 366, 144	1, 407, 925
1 株当たり純資産額	円	1, 599. 74	1, 609. 85	1, 530. 93	1, 478. 82	1, 439. 36
1 株当たり配当額 （うち 1 株当たり中間配当額）	〃	50. 00 (25. 00)	50. 00 (25. 00)	50. 00 (25. 00)	50. 00 (25. 00)	50. 00 (25. 00)
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 （△）	〃	70. 98	78. 52	△31. 82	△11. 06	7. 77
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額	〃	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	24. 7	24. 9	23. 5	22. 6	21. 3
自己資本利益率	〃	4. 5	4. 9	△2. 0	△0. 7	0. 5
株価収益率	倍	28. 97	23. 99	—	—	172. 32
配当性向	%	70. 4	63. 7	—	—	643. 5
従業員数 [外、平均臨時雇用人員]	人	4, 364 [161]	4, 466 [160]	4, 530 [111]	4, 596 [131]	4, 853 [84]

（注） 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していない。

3. 第88期及び第89期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため、記載していない。

4. 平均臨時雇用人員については、連結経営指標等に記載しているため、公開買付者についても併せて記載している。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (百万円)	—	—	34,643	37,322	41,849
経常利益 (百万円)	—	—	2,568	2,764	3,498
当期純利益 (百万円)	—	—	670	1,578	2,174
包括利益 (百万円)	—	—	680	1,625	2,269
純資産額 (百万円)	—	—	16,497	17,996	20,075
総資産額 (百万円)	—	—	30,758	34,323	37,812
1株当たり純資産額 (円)	—	—	702.98	770.38	859.67
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	28.59	67.44	93.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	53.6	52.4	53.1
自己資本利益率 (%)	—	—	4.1	9.2	11.4
株価収益率 (倍)	—	—	8.36	5.71	4.75
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	1,458	209	846
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△1,502	105	24
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△260	△13	△371
現金及び現金同等物の期末残 高 (百万円)	—	—	6,839	7,284	7,783
従業員数 (人)	—	—	969	956	986

- (注) 1. 第98期より連結財務諸表を作成しているため、第97期以前については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (百万円)	31,861	31,688	34,604	37,276	41,797
経常利益 (百万円)	1,597	1,895	2,283	2,751	3,522
当期純利益 (百万円)	24	435	543	1,598	2,194
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	3,328	3,328	3,328	3,328	3,328
発行済株式総数 (千株)	24,969	24,969	24,969	24,969	24,969
純資産額 (百万円)	15,688	15,918	16,354	17,833	19,932
総資産額 (百万円)	28,660	31,378	30,608	34,154	37,661
1株当たり純資産額 (円)	668.18	678.25	696.86	763.41	853.56
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (—)	5.00 (—)	6.00 (—)	8.00 (—)	10.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.06	18.55	23.16	68.27	93.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.7	50.7	53.4	52.2	52.9
自己資本利益率 (%)	0.2	2.8	3.4	9.3	11.6
株価収益率 (倍)	243.30	15.26	10.32	5.64	4.70
配当性向 (%)	469.7	27.0	25.9	11.7	10.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,158	2,149	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△459	△3,042	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	629	△229	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	8,248	7,125	—	—	—
従業員数 (人)	968	978	965	945	976

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 対象者は関連会社がないため、第96期及び第97期の持分法を適用した場合の投資利益は記載していない。

3. 第98期より連結財務諸表を作成しているため、第98期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載していない。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。